

農林振興課

☎ 営農推進係(511)

令和6年度新規就農研修生を募集しています

大崎町で新たに独立就農をめざす方に農業技術等を習得していただくための研修事業を実施します。

1	研修品目	施設ピーマン
2	研修期間と研修方法	【研修期間】 2年間(令和6年7月1日研修開始、令和8年6月30日研修修了) 【研修方法】 1年目 町内ピーマン農家で実地栽培研修 2年目 半独立経営方式の研修(研修ハウス(13a)で得た収入+研修手当を支給) ※畑かんセンター開催の農業基礎講座、簿記研修やJAの現地検討会等指導体制あり
3	研修条件	・農業に対する熱い思いと意欲がある新規就農希望者 ・大崎町に住所を有する方 (研修開始時に町内に移住し、研修修了後も引き続き大崎町内に定住し就農できる方) ・概ね45歳未満で、心身共に健康である方 ・必要農機具を購入するための自己資金がある方 等 ※2年目の研修中に収入が少なくなる期間(5か月間程)があるのでご注意ください。
4	募集人員	1組2名(原則夫婦)
5	研修手当等	【研修手当】 1年目 夫婦300万円/年 ※単身180万円/年 2年目 独立経営のハウス(13a)での売上があるため、研修手当は1年目の研修手当の半額(夫婦150万円/年 ※単身90万円/年)程度を支給する予定です。 ※国の就農準備資金(旧事業名 農業次世代人材投資資金)を申請していただきます。 (国の制度のため交付要件や金額等変更になる場合あり)
6	その他の支援	【家賃助成】 家賃の1/2を最長2年間助成(限度額 1万円) ※要件がありますので、詳しくはお尋ねください。
7	申込方法等	【募集期間】 令和5年9月14日(木)～令和5年11月30日(木) 【決定までの流れ】 ①農林振興課へ研修体験申込の連絡(11月30日(木)まで) ※研修や申込の流れについて詳しく説明します。 ②研修体験(12月、1月頃) ※研修体験後に申込用紙をお渡します。 ③研修申込(研修体験後～2月29日(木)まで) ④予備審査(2月頃) ⑤決定審査(3月頃) ⑥決定通知(3月)

農林振興課

☎ 林務水産係(506)

伐採したら、植えよう！ 再生林の必要性

? 再生林とは？

スギやヒノキなどの人工林を伐採した跡地に苗木の植栽をおこなうことです。

? なぜ、再生林が必要なの？

- 人工林の伐採跡地を放置すると、土砂流出防止などの機能が低下する恐れがあります。
- 将来にわたり、木材を安定的に供給することができます。
- 再生林することで、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の維持・増進に貢献できます。

○ 再生林に対する助成制度

再生林をおこなう場合には以下の助成制度があります。

① 造林補助事業(公共事業)

標準経費の72%、68%または36%の補助率

② 未来につなぐ森林づくり推進事業

(みんなの森づくり県民税関係事業)

苗木などの資材代に対する経費等の定額補助

【お問い合わせ先】

大隅地域振興局 林務水産課 ☎0994-52-2162